



JICHIKEN GIFU
Vol.136

2

道標

富樫幸一 = 岐阜大学地域科学部名誉教授／自治研センター理事長

4

特集1

田代達生 = カンダまちおこし株式会社 代表取締役

ジェンダーギャップ解消が地方を変える

地方から都会への若い女性の流出が進んでいる。理由は都会に比べ地方のジェンダーギャップが大きいからだ。地方のジェンダーギャップは再生産のメカニズムができあがっており、地方の持続性を損なっている。特に男性の意識変革が重要である。
(2023年6月25日に開催したセンター第46回総会後に開催した記念講演から抜粋)

18

特集2

三谷 晋 = 岐阜大学地域科学部准教授／岐阜県地方自治研究センター研究員

指定管理者の候補者の不選定決定通知と処分性

指定管理者の指定に先立つ、候補者不選定決定の処分性について、いくつかの裁判所がこの処分性を認めたが、その紹介と影響について、行政手続条例との関係を含め検討した。

27

地域レポート

石田浩司 = 多治見市議会議員

多治見市公共施設適正配置計画について

31

お知らせ

岐阜県地方自治研究センターが岐阜大学で協力講座をスタート

岐阜大学で自治研センターによる協力講座を2023年10月からスタート。
「岐阜の地方自治とその課題—政策法務の可能性」というテーマでゲスト講師を迎え、オムニバス形式の授業を進める。

36

編集後記

道標

「デジタル田園都市」か、 サステナブルな農山村か

岐阜大学地域科学部名誉教授／自治研センター理事長 富樫幸一



今、政府は地方創生総合戦略から「デジタル田園都市構想」へと急に方針を変えている。society 5.0とかはどこにいったの？という感じである。

「田園都市」と20世紀初めにイングランドで構想、計画されたgarden cityの翻訳だった。ロンドンへの人口の集中が都市環境の悪化や伝染病の流行を招き、この大都市から少し離れたところに新しい環境のよいタウンを建設することをエベネザー・ハワードは提唱した（1898年）。実際にレッチワースとウェリンという、人口3万人くらいの新しいタウンを建設している。緑地や農地に囲まれた小都市に住宅や職場を作り、まちづくりの株式会社としても経営を成り立たせたのである。第二次大戦末期の大ロンドン計画では、グリーン・ベルトでロンドンのスプロールを防ぎ、その外側で9つのnew townへの分散が行われた。現在では南東地方のM4回廊は、ケンブリッジやオックスフォード大を含め



▲イングランド・コッツウォルズ
ボートン＝オン＝ザ＝ウォーター

て、ハイテク産業の集積地帯として発展している。

大ロンドン計画も日本に紹介されて、第二次大戦後の「首都建設法」ではグリーンベルトの構想が打ち出された。しかし、東京の肥大化には歯止めをかけることができず、また郊外団地は住宅の機能だけで、職住一致の小都市になることはできなかった。

もう一つ、日本が違ってしまったのは、「住宅すごろく」で賃貸アパートから郊外持ち家で上がってしまうが、その後に団塊の世代の急激な高齢化と次世代の流出、そして空き家の発生が現在、進行中である。家族の生活に合わせた住み替えが行われて、住宅もリフォームが続けられる点でも、違いと問題が大きい。

イングランドのgarden cityの情報は、すぐに明治期の日本にも伝わっていて、内務省の有志により「田園都市」（1907年）として紹介される。「田園」だと高温多湿な日本では水田や畑のイメージになってしまうので、イングランドとは違う。19世紀にロンドンと同じ100万人の人口を抱えていた江戸が、大名庭園や下町の植木、桜並木などに親しんできていた。

ところでこの内務省の『田園都市と日本人』（講談社学術文庫）を実際に読んでみれば分かるが、後半部は疲弊している地方の振興を掲げており、文字通り今でいう「地方創生」を課題としていたことがわかる。大都市圏計画なのか、全国的な国土計画にかかわる

のかという点でも違ってはいる。

これは電信から初期の電話に変わるアナログな時代の話である。アメリカでも電信電話（ATT）は、ユニバーサルサービス、つまり全国どこでも繋がることを独占企業に認めた。インターネットの時代に入っても、デジタル・ディバイド、その中でも都市と農村の格差の解消は最初から掲げられている。広大な国土のなかで、離れた大学や研究所をつなぐことがインターネットのスタートだった。アメリカは連邦制もあるが、一時は北東部の大都市が衰退して、太平洋岸や中西部、南部に分散していく。魅力のある都市に人も企業も移動してきた。インターネットが技術者と市民のコミュニティによって支えられてきた（GNUのコピーレフト）ことも忘れてはいけない。

フランスのパリとならんで、日本の東京一極集中は対照的なあり方である。そのフランスでも、夏のヴァカンスはパリを離れて南部や西部への夏の農村部へ移動する。これが農業と観光、つまりルーラル・ツーリズムを支える。カウンター・アーバニゼーション、つまり首都と過疎地の人口減少と、小都市や農村へのシフトである。こうした歴史的な見方や国際的な比較のパーспекティブを欠いているのが「デジタル田園都市構想」である。

日本では地方都市の中心部は衰退し、郊外団地も高齢化を向かえており、コンパクトシティのイメージにあったものを探すのは難しい。そこでイングランドに旅行した時のものを探して、南西地方で農村観光の舞台となっているコッツウォルズの写真を挙げてみた。

岐阜でもと思って、前にも紹介したことがあるが、加茂郡白川町の「魅力発見塾」などで訪れた雰囲気の良い景色を並べてみた。有機農業で移住した皆さんが、さらにルーラル

ツーリズムや、最近ではクラフト麦酒の事業を立ち上げていて、岐阜大の卒業生も取り組んでいる。夜のたき火のパーティーに参加したが、ニューヨークと行き来をしている人や、全国から訪れた人とも交流できた。



▲白川町

コロナ禍でzoomなどの利用が一気に広まったなかで、まだ数は少なく規模も小さいが、岐阜県内でもサテライト・オフィスやワーキング・スペースが登場している。大学でも一時はオンライン授業となったが、もう一方で、ゼミ自体をこうした場所を転々と「ノマド」している。HUBGUJO、美濃市のWASHITA MINO、関の「あいせき」など、他にも県内各地に広がっている。移住した人たちも東京や名古屋とも繋がっていて、スローな町や村での暮らしと仕事、コミュニティとのつながりを語っていた。DX戦略は企業や行政が情報化を進めることだけにみえるのだが、こうした新しいライフスタイルの登場をこそ、持続可能な農山村のこれからを意味しているのである。

ジェンダーギャップ解消が 地方を変える

カンダまちおこし株式会社 代表取締役 **田代 達生**



この内容は2023年6月25日に開催したセンター第46回総会後の特別記念講演の内容から抜粋したものである。

田代達生と申します。講演会にお招きいただきありがとうございます。今日は「ジェンダーギャップ解消が地方を変える」という話をさせていただきます。

私は岐阜県・愛知県に展開する地域金融機関、十六フィナンシャルグループで働いており、現在47歳です。団塊ジュニア、あるいは氷河期といわれる世代に当たります。2015年から2年間、名古屋大学の大学院経済学研究科で学び直し、また中部経済産業局で地域経済分析システムRESAS（リーサス）という、地域の人口や経済が簡単にわかるツールを使い広める仕事をした経験から、地域経

済やまちづくりの領域へと専門性を広げてきました。岐阜・長良川流域のまちづくりを手掛けるORGANというNPOの創設期からかわっており、そのご縁もあって、富樫先生には約20年お付き合いをいただいております。

2017年より十六総研というシンクタンクに出向し、岐阜県飛騨地方に「一人シンクタンク」として赴任しました。以来、約4年間、高山市、飛騨市、白川村、下呂市からなる飛騨の3市1村で、自治体からの受託、調査、論文執筆などを行ってきました。一方、その間、地域金融機関がもっと地域の活性化に深く関与できるよう銀行法という法律の改正が進みました。そこで十六フィナンシャルグループでも新しい取組みとしてまちづくりの会社を作ろうという動きがあり、2022年4



ジェンダーギャップ解消が 地方を変える！

「女子」に選ばれる地方

2023年6月
カンダまちおこし株式会社
代表取締役社長 田代 達生

※本論の内容は必ずしも十六フィナンシャルグループ等、所属団体の公式見解を示すものではありません。



郡上市石巻白 × 飛騨市古川町

元キャリア女子2人が語る“地方のリアル”

東京でのキャリアを捨てて帰郷の中心地に戻って住む「帰郷女子」の中に「地方のリアル」を体感していただきました。元キャリア女子2人は現在地帯で生活。2011年人口約2500人の岐阜県郡上市石巻白町に移住し、地帯に現存する伝統的な町並み「たつじ」を観光拠点として、地域の魅力を発信する「石巻白町」を運営しています。原を基じて元の町並みや文化を復活し、人を呼び込む活動から、2021年「第13回地域活性化大賞 栄誉賞」を受賞しました。元キャリア女子は長野県飛騨市出身。2012年に岐阜県飛騨市に移住し、地域活性化のために、

新聞に載った記事がきっかけとなり、地元で活躍しています。コロナ禍のなかにも2021年飛騨市の「ホームページ（LAMPONLINE）」を運営する株式会社MCCCompanyを立ち上げ、世界から注目を集めています。本提言書では「地方のジェンダーギャップの大きさ」をテーマにしています。地方の「国産」といえる産物産品に注目を集めながらも、地方の課題や課題における性別役割分担の意識の違いなどがあふれている。地方が「女子」に選ばれるためには何が必要か、郡市にはない地方ならではの暮らしの魅力や、目を引くポイント。

平野 馨生 04648407
1981年 岐阜県岐阜市生まれ
2004年 岐阜県岐阜市立岐阜高等学校卒業
広島県広島市「イベント」企画会社を創設
2008年 岐阜県岐阜市立岐阜高等学校教員
2011年 移住
2012年 石巻白町移住
2017年 株式会社MCC
1981年 長野県飛騨市生まれ
2004年 岐阜県飛騨市立飛騨高等学校卒業
神戸市「イベント」企画会社を創設
2012年 岐阜県飛騨市に移住
2017年 岐阜県飛騨市立飛騨高等学校教員
2021年 (株)MCCCompany設立

月にカンダまちおこし株式会社が設立され、その社長を務めています。

地方のジェンダーギャップ

飛騨地方にいた4年間、地域経済の専門家として「どうしたらもっと飛騨の経済が良くなるか？」についてずっと考えてきました。飛騨地方は岐阜県の他のエリアに比べ人口減少のスピードが速いのですが、その人口減少を男女別・世代別に見てみると、とりわけ若い女性が地域に戻ってこない現象が起きており、しかも近年男女差が開いていることがわかりました。その要因を地域の中で考え抜いた結果、その根っこにあるのは、男女が不平等であるから、すなわちジェンダーギャップが大きいから、と仮説を立て、それについて2年ほど調査しました。

その成果がこちら、十六総研から2022年に発表された提言書『「女子」に選ばれる地方』です。このタイトルは、地方を生かすか殺すかを決定する主導権を持っているのは男性ではなく女性ですよ、ということをも男性に理解してもらうためのタイトルです。

今日の結論を先取りするようですが、地方のジェンダーギャップを直視しないとイケない最大の当事者は、女性ではなく男性です。地方が直面する問題は「地方の男性化」「都市の女性化」です。その根本要因は地方のジェンダーギャップが大きいことにあり、多様な価値観を持つリベラルな女性が都会に逃げていき、保守的な女性だけが地方に残ってしまう。その結果、ジェンダーギャップの大きな構造が地方では温存されてしまい、地方はやがて滅びる。そのような構造を説明しています。地方が多様な女性をいかに取り戻すことができるかが、これからの地方を動かすメカニズムである、という主張です。

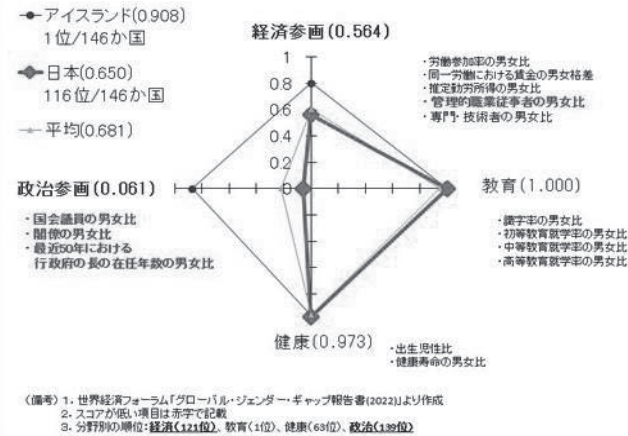
また人口動態だけでなく、働き方、賃金格差、男性の家事参加といった問題についてもそれぞれ十六総研の女性リサーチャーが執筆しています。今日は、基調論文として私が書いた、若い女性はなぜ消えるのかという論文について説明します。

ジェンダーギャップ指数

国家間でのジェンダーギャップの大きさを

ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2022年

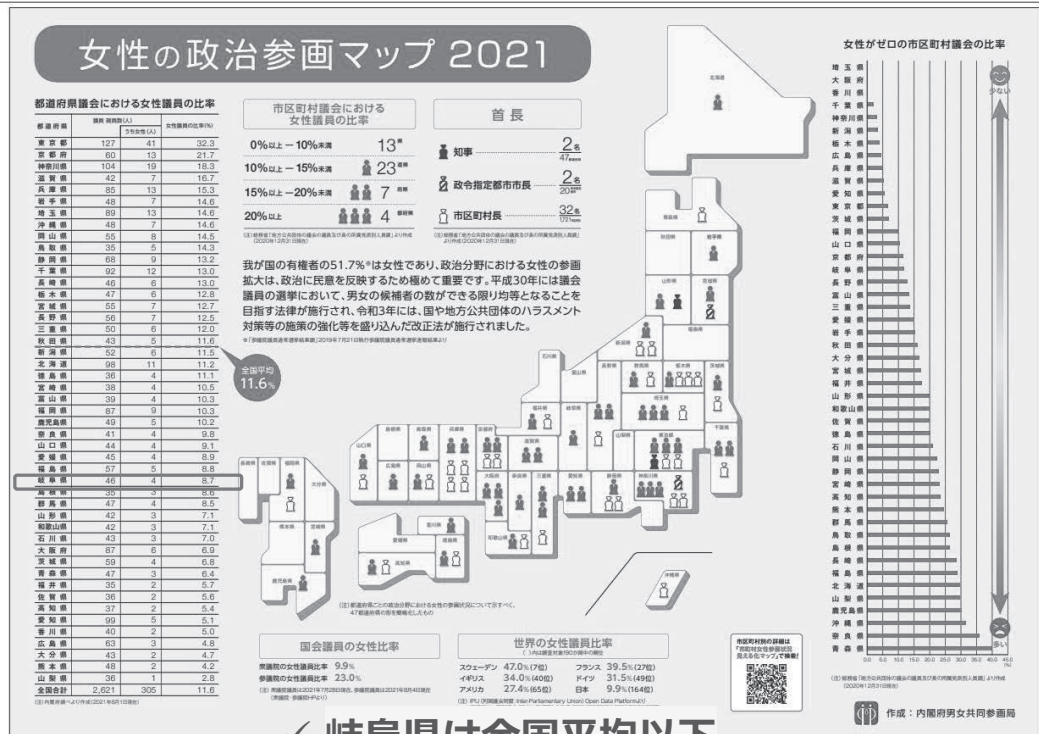
・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等。
 ・日本は146か国中116位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



順位	国名	値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	アメリカ	0.769
63	イタリア	0.720
79	タイ	0.709
83	ベトナム	0.705
92	インドネシア	0.697
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
115	ブルキナファソ	0.659
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648

✓ ジェンダーギャップの「国家レベル」での大きさは指摘されているが国内における地域ごとのギャップの大小は焦点化されていなかった

女性議員比率



✓ 岐阜県は全国平均以下

比較する「ジェンダーギャップ指数」。2022年は116位でしたが、今年6月の発表では125位となりました。9ランクダウンです。日本はもうここから伸びしろしかないだろう

と言われていたにもかかわらず、まだ「落ちしろ」があったというのは衝撃的でした。日本が弱いのは政治と経済です。

しかしジェンダーギャップ指数は国家間比

較を目的とした計数です。では日本の中での地域間格差を示すものはあるのでしょうか。ジェンダーギャップが大きい日本の中にも濃いところ、薄いところがあるのではないかと。直観的には、ジェンダーギャップは多分、都会よりも地方のほうが大きいのではないかと、多分皆さんそう思われると思います。ですが、可視化することは容易ではありません。政治分野に関しては「女性の政治参画マップ」が男女共同参画局から発表されています。岐阜県はやはり全国平均以下、ということが現れています。

若い女性の流出

ジェンダーギャップそのものを可視化することは難しい、と申しましたが、可視化の作業を経ずとも、若い女性が地方からどんどん抜けていくという人口動態によって明らかになってしまっている、そう指摘したのが『「女

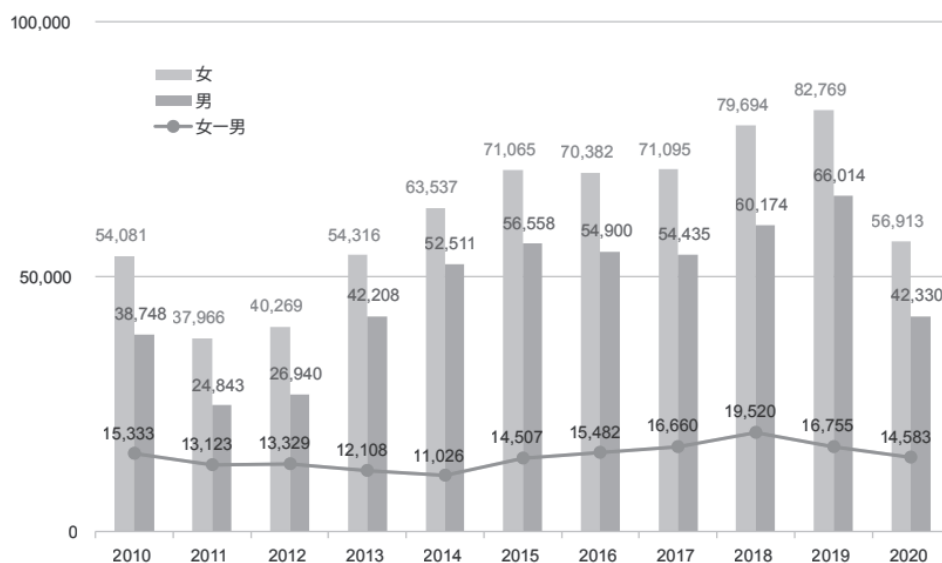
子」に選ばれる地方』の私が執筆した基調論文です。2015 年前後から急激に岐阜県は“男性化”している。つまり、女の人が抜けて、男ばかり残る社会になってきている。言い換えれば社会がおじさん寄りにシフトしているのです。

では、どの世代が人口移動の中心なのか。明らかに 20 代の女性が都会に向かって引きつけられていっています。その要因は進学と就職。このライフイベントで岐阜県は東京に向かって女性を奪われていくという構図を意味しています。

さらに解像度を上げ、各市町村別に見た時にどうかというと、岐阜県下 42 市町村の中でそのうち 32 市町村では女性の転出超過が男性より多いという結果でした。女の人の方が多く抜ける構造が岐阜県における市町村のスタンダードになっているのです。

さらにブレイクダウンして、20～30 代の未婚の男女だけを取り出して男女比を調べた

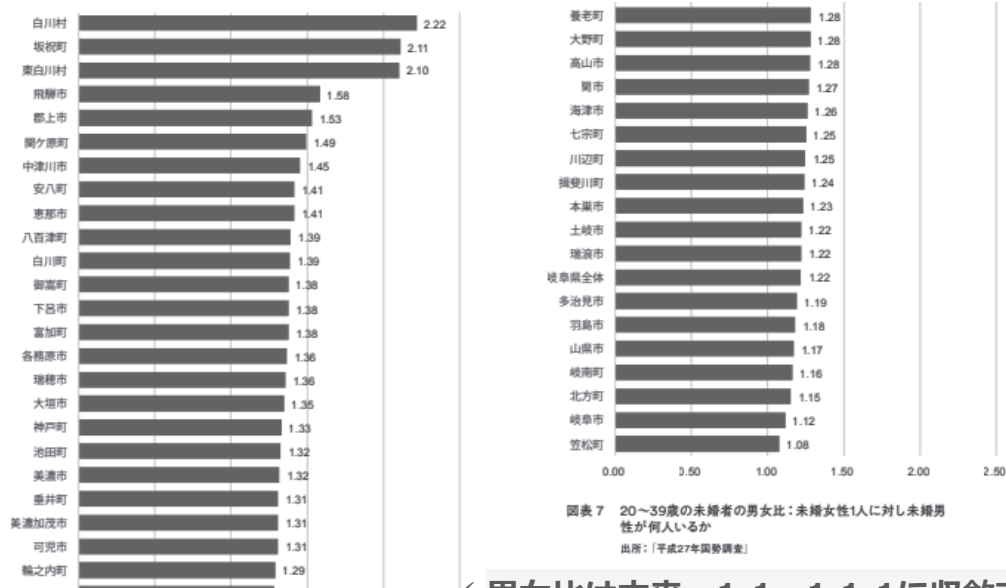
岐阜県の人口動態



図表 3 東京圏への転入超過数の推移
出所:総務省「住民基本台帳人口移動報告」

✓ 岐阜県から東京圏への人口移動の主役は女性

市町村レベル：適齢期の未婚男女比



✓ 男女比は本来、1:1～1.1:1に収斂するはずだが
そうならない理由がある

7

んです。当時、私は白川村の総合戦略を書いていたのですが、白川村の状況は、適齢期と言われる未婚女性1人に対して男が2.2人以上いるという状態がわかりました。女子が抜け、男子が取り残されている状況です。

つまり、地方のジェンダーギャップを可視化する作業を待たずとも、人口動態といういわば最終結果として、悪い結果が出ちゃってますよね、というのが、私がこの論文で提示したファクトです。

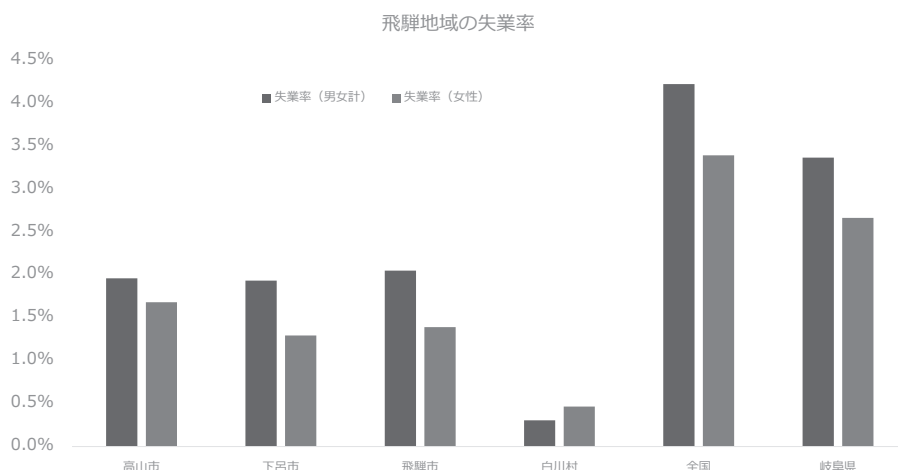
新・性別役割分業

地方のジェンダーギャップの問題に関する構造は、言うまでもなく「男は仕事、女は家庭」という古典的な性別役割分業の価値観です。しかし女性の就労がどんどん増えていく21世紀にこの価値観が残ったままですと、「男は仕事、女は仕事と家庭」となり、女性だけダブルワークになり、負担が二重になってしまう。そのような将来を見越した女性たちが

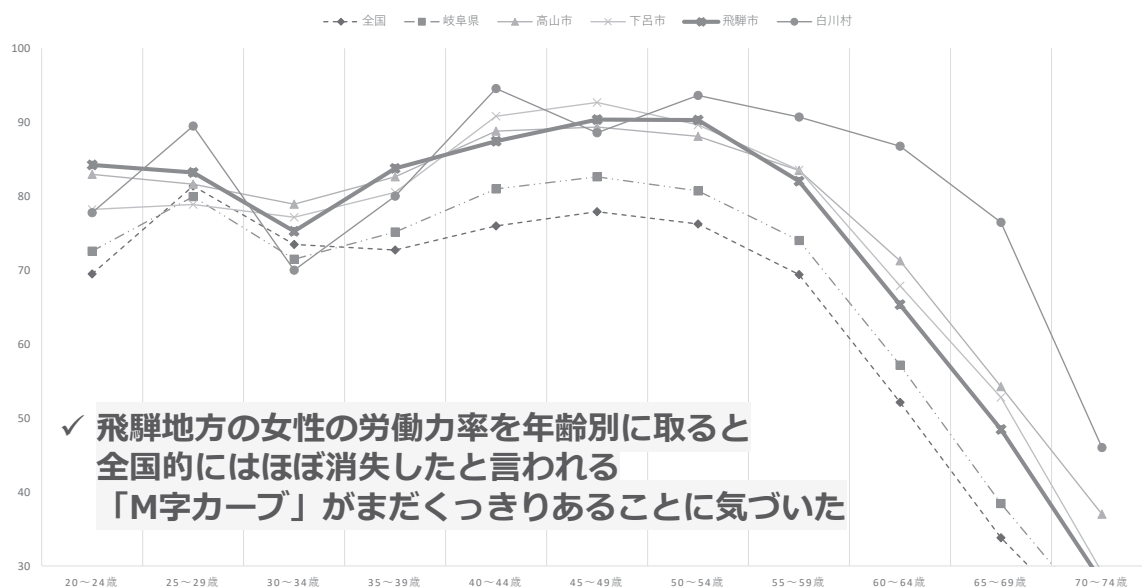
地方から逃げ出していく、というのが地方の実態です。

これは地方における最大の危機であると、私が飛騨地方でどのように確信するに至ったかをお伝えします。私は、経済の専門家として飛騨に赴任していましたが、飛騨のあらゆる企業では人手不足の大合唱でした。「とにかく全其人が足りない。特に男が足りない」と。そこで、人手不足の状況を男女差を含めて見てみると、飛騨は女性の失業率のほうが高いのです。働ける人は働き尽くしているように見え、より深刻なのは女性の労働力が枯渇しており、ここには男女差があることに気づいたのでした。

一方で、M字カーブという現象があります。女性の労働力率が、30代前半に一度落ちる現象です。女性が結婚、出産、子育てのために一度労働市場から退出して再び戻るので、女性の就業率や労働力率がMの形状を取るというものです。近年はキャリアを中断せず復職できる制度を整備している企業が増



✓ 飛騨地方の女性の失業率は低く、「働ける人は働きつくしている」ことに気づいた



えたため、世の中全体としてはM字カーブはほぼ消失したと言われていています。ところが、飛騨地方を見ると、いまだはっきりとした凹みがあるのです。つまり、地方の女性はいまだにキャリアを中断させられている（もしくは、自ら望んでキャリアを中断し、家に入っている）のです。

さらに、人手不足の課題にどう企業が向き合えばよいか、というテーマで飛騨市で調査を行っていたのですが、国勢調査のデータを使って、この世代は何パーセントが地元に戻ってきたか、という「若者帰還率」を、UターンだけではなくIターンも含むので必ずしも正確な数字ではありませんが仮に出して

2019年の時点で・・・「若者帰還率」を調べた

出所：RESAS（地域経済分析システム）
データ出所：2015年国勢調査

飛騨市男性	2019年時点で 45～49歳	2019年時点で 40～44歳	2019年時点で 35～39歳	2019年時点で 30～34歳	2019年時点で 25～29歳
	(1970～74年生)	(1975～79年生)	(1980～84年生)	(1985～89年生)	(1990～94年生)
10～14歳→15～19歳	-277	-298	-232	-177	-171
15～19歳→20～24歳	-531	-401	-289	-285	-304
A:旅立ち数	-808	-699	-521	-462	-475
20～24歳→25～29歳	148	236	109	57	100
25～29歳→30～34歳	32	-44	-12	4	n.a.
B:帰還数	180	192	97	61	100
B/A	180/808	192/699	97/521	61/462	100/475
「帰還率」	22.3%	27.5%	18.6%	13.2%	21.1%

飛騨市女性	2019年時点で 45～49歳	2019年時点で 40～44歳	2019年時点で 35～39歳	2019年時点で 30～34歳	2019年時点で 25～29歳
	(1970～74年生)	(1975～79年生)	(1980～84年生)	(1985～89年生)	(1990～94年生)
10～14歳→15～19歳	-376	-336	-187	-198	-180
15～19歳→20～24歳	-343	-317	-310	-241	-261
A:旅立ち数	-719	-653	-497	-439	-441
20～24歳→25～29歳	88	61	79	38	41
25～29歳→30～34歳	-2	-13	-23	33	n.a.
B:帰還数	86	48	56	71	41
B/A	86/719	48/653	56/497	71/439	41/441
「帰還率」	12.0%	7.4%	11.3%	16.2%	9.3%

✓ 飛騨地方は「若者が逃げていく地域」だが、男女差があると気づいた

10

みたところ、男と女では帰還率が大きく異なることがわかりました。若者が帰ってこないとはよく言われますが、その状況には明確な男女差が生まれていたのです。

これが最近、岐阜県のローカルな地域で起きている現象です。女性が流出することは、生物学的に子孫を残せませんので、人口の再生産ができなくなり、このままでは地方が減ぶということになります。

都道府県版ジェンダーギャップ

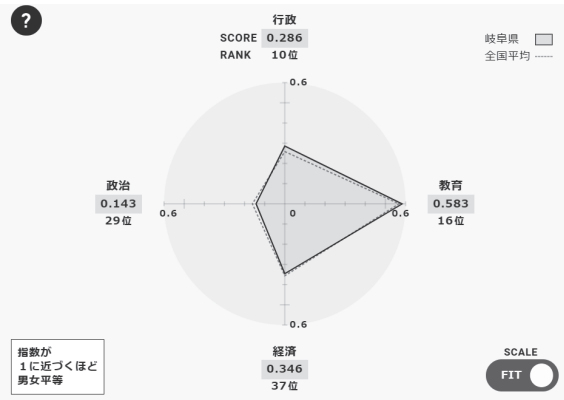
地方のジェンダーギャップを可視化する試みは、私たちが提言書を出したのと前後して、共同通信が「都道府県版ジェンダーギャップ指数」を出すようになりました。今年が2回目の公表です。

岐阜県を見てください。岐阜は政治と経済の分野が日本の平均以下であるという結果が出ています。

岐阜県の経済のジェンダーギャップが大きいのは何が要因か。フルタイムの仕事に従事

する男女の賃金格差、つまり正社員の男女の賃金が違うということです。さらに悪いのは、フルタイムの仕事に従事する割合の男女比です。つまりこれは「男は正規、女は非正規」というアンコンシャスバイアスがある、ということです。全国46位、下から2番目です。企業や法人の役員管理職の男女比も42位と悪いです。これは、女の人が管理職や経営陣に就きにくいということです。

こうしたことは、「岐阜県は製造業が多いこと」が理由だといわれます。これは中日新聞の別の記事ですが、帝国データバンクの「女性社長比率」。岐阜県は5.3%。岐阜県は13年連続の全国最下位です。女性は岐阜では最も社長になりにくい、あるいは自分から経営者になろうとしない地域であるということです。13年連続ワーストは狙って取れるものではありません。いかに頑丈なジェンダーバイアスが出来上がっているか、よくわかるデータです。



政治 29位
行政 10位
教育 16位
経済 37位

<https://digital.kyodonews.jp/gender2023/>



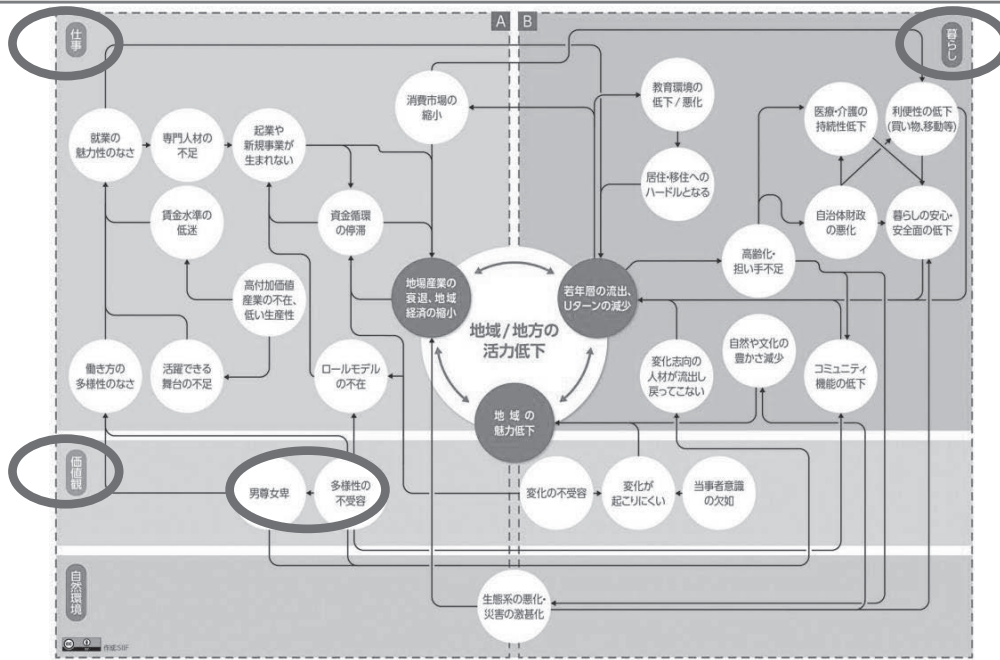
<https://digital.kyodonews.jp/gender2023/>

出所：中日新聞(2021/1/21)

女性社会進出を示す 岐阜県のデータ	順位(位)	岐阜県	全国	順位(位)					
		(%)	(%)	岐阜	愛知	三重	長野	福井	滋賀
① 都道府県議会の女性議員比率	29	8.9	11.4	42	17	14	39	4	
② 市区議会の女性議員比率	27	12.3	16.6	11	10	9	25	13	
③ 管理職(地方公務員)の女性比率	3	15.7	11.1	25	28	33	7	23	
④ 管理職(民間企業、官公庁など)の女性比率	40	14.5	16.4	23	20	47	46	39	
⑤ 自治会長の女性比率	25	4.6	6.1	18	21	45	40	27	
⑥ 女性社長比率	47	5.3	8.0	46	26	44	34	45	

①～⑤は内閣府が2020年12月に発表した「バンクの20年調査」データ。⑥は帝国データバンクの調査データ。

✓ 女性社長比率 岐阜県は5.8%（1030人/17859人）と13年連続の最下位
女性社長割合が低い製造業が多く集まる中部地方では、全体的に低位な傾向



出所) 社会変革推進財団 (SIIF) 「課題構造マップ 地域活性化」(2022) https://www.siif.or.jp/social_agenda/chiikikasseika/

ジェンダーギャップの構造

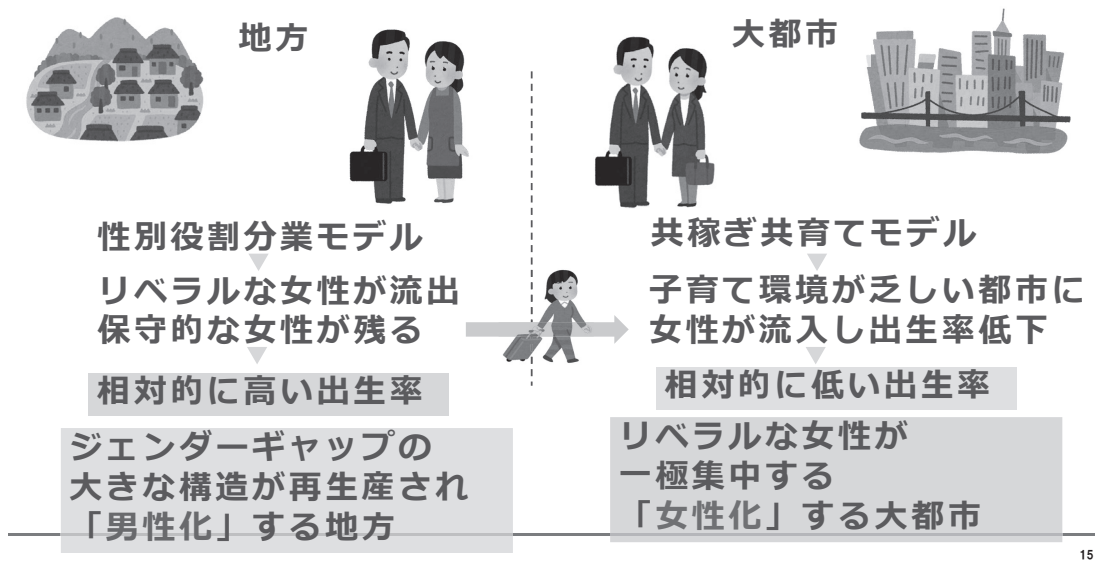
地方のジェンダーギャップが大きいことを、構造的に整理したものがこちらです。社会変革推進財団 (SIIF) が、地域の活性化に向けた課題の因果関係を整理したマップです。

人間が生きることには大きく「仕事」と「暮らし」の2つの側面があります。仕事と暮らしに活気がある地域かどうか。仕事と暮らしを「1階」とするならば、1階の活性度具合は1階だけでは決まらない。大きく影響を及ぼしているのは肉眼で見えない「地下1階」である、というのがこの図の意味するところです。地下1階にあるのは、価値観です。すなわち、男尊女卑、多様性の不受容、あるいは変化の不受容、それが原因となり、仕事が都会ほど稼げない、あるいは暮らしが都会ほど良くなるという1階部分が規定されるということです。地域経済を良くしようと考える自治体は、企業を誘致しようとか、地域

産品をブランディングしようというのがこれまでの思考回路でした。しかし1階を1階だけで解決しようと思ってもダメなのです。問題の根っこは地下1階にあります。それをこの地域活性化の課題構造マップが示しています。つまり、我々が見える仕事とか暮らしの下にある、価値観の不受容こそが、地域衰退の根本的な要因になっています。

地方におけるジェンダーギャップ再生産の仕組み

次に、地方にはジェンダーギャップが再生産されてしまう仕組みがあることを説明します。地方に「男は仕事、女は家庭」の性別役割分業が残り、一方、大都市には「共稼ぎ、共育て」と、男女が協力して分担するモデルになっているとしましょう。女性がどんどん大都市に逃げていくのは、共稼ぎ共育てモデルが比較的組みやすいパートナーを見つけられる確率が高いのが大都市だから、ということになります。地方から大都市にリベラルな



15

女性が流出していくと、地方には「男性に従います」という考えの保守的な女性がより多く残る。すると何が起きるかという、保守的な女性はおそらく子どもをたくさん産み、リベラルな女性はそうではない、ということを見ると、地方の出生率は高止まりし、都市部の出生率は低いという状態が起きます。

増田寛也氏が2014年、『地方消滅』を書きました。いわゆる安倍内閣の地方創生政策の嚆矢になった本です。『地方消滅』が主張したロジックは、東京都は出生率が1.2と低い。一方、地方の出生率は1.5程度ある。東京に人が集中すると日本人は子どもを産まなくなってしまうから、地方に人を分散させましょうということ。この提言に従い、安倍内閣が「地方への新たな人の流れをつくる」として移住定住を推進したのですが、あまりうまくいきませんでした。

なぜうまくいかなかったのか。大都市の出生率が低いのはあくまで結果にすぎないからです。問題は地方部のほうにあります。地方は高い出生率と引き換えに、ジェンダーギャップの大きな構造を再生産し続け、男性化するメカニズムができています。地方に人

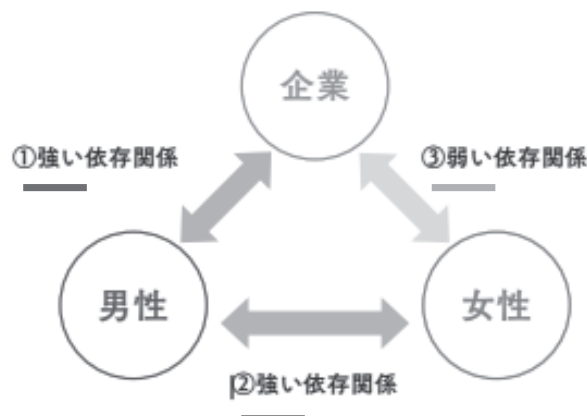
を分散させようと思っても、女性は移動していかないのです。ですから、この地方創生政策が財政出動以外は苦戦した理由はまさに地方のジェンダーギャップと女性に政策が当てられていなかったからだだと思います。

ジェンダーギャップの背後にある「3者の構造」

ジェンダーギャップをどのように解消していくべきか。これを考える上で、ジェンダーギャップは男性と女性の2者で解決する問題ではない、という認識が重要です。そこには「企業・会社」という第三勢力が入る、トライアングルの構造です。

会社がなぜ出てくるのか。男性は長時間労働によって会社と強い関係を結んでいるからです。一方で会社と女性の間は関係が弱く、非対称になっている。企業と男性の結び付きが強すぎるこの構図は、性別役割分業を続行させてしまうわけです。

社会では女性活躍が叫ばれていますが、女性にもっと活躍してくださいと言っても、女性は自らだけでゲームを変えることができません。なぜかといえば、女性は企業と弱い関



- ✓ 性別役割分業意識の再生産サイクルが仕上がっている構造では女性だけが努力しても状況を変化させられない
- ✓ 地方で変わらなければいけないのは、強い関係を2つ持つ男性の意識

16

係しか結べていないからです。ここでゲームを変えなければいけない当事者は、強い関係を2つ持っている男性です。男性が変化しなければ、会社も、女性も変わることができません。一番変わらなきゃならないのは男性なのです。

また、女性活躍の文脈では「女性に下駄を履かせるのか？」みたいなことを言う男性がいますが、こういう男性に対して言うことは、「それはお前が履いている下駄が高いだけだ」「だからお前がまず下駄を脱げ」ということです。それはこの3者をめぐるゲームをオープンに戻すためのセッティングとして、男性が履いている下駄を脱がせることが必要なのだ、ということです。

今、企業と男性の関係は随分弱くなっています。かつて「24時間戦えますか？」といていた企業と男性の関係はもうそこまで強くない。男性と女性の結びつきも弱くなっています。婚姻数の減少。未婚率の上昇。男性は3人に一人が生涯未婚、女性は4人に一人が生涯未婚です。結婚しないという人生選択が十分肯定されています。

そういう意味で、3者をめぐるゲームの

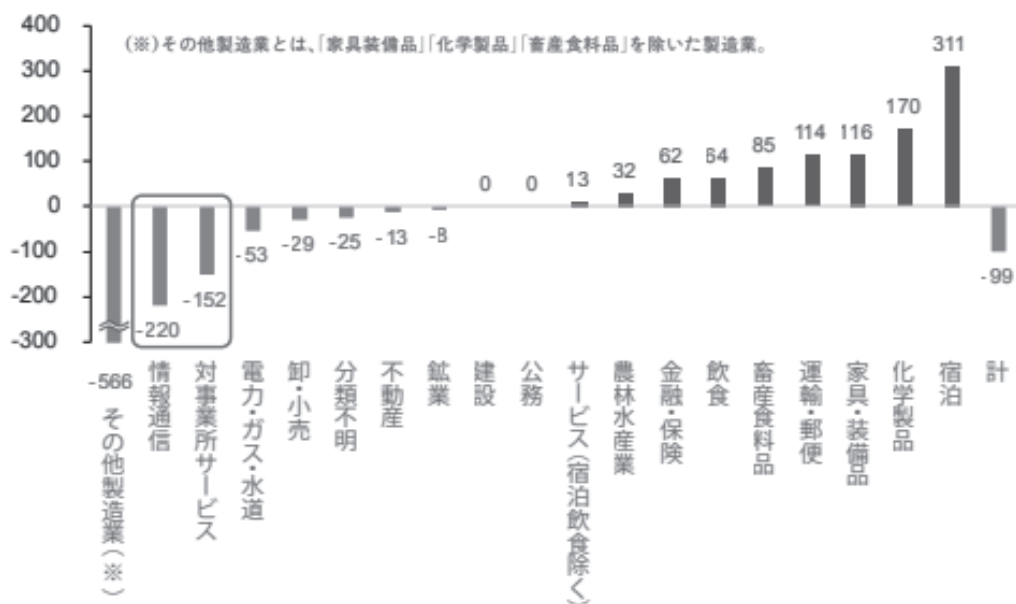
セッティングは着実に変わってきているのも確かです。

提言①：女性のクリエイティブな仕事を地方につくる

提言書の最後に提示したのは、「どのようにしてジェンダーギャップを解消するか」に関する3つの提言です。第一に、女性のクリエイティブな仕事を地方に作るということ。

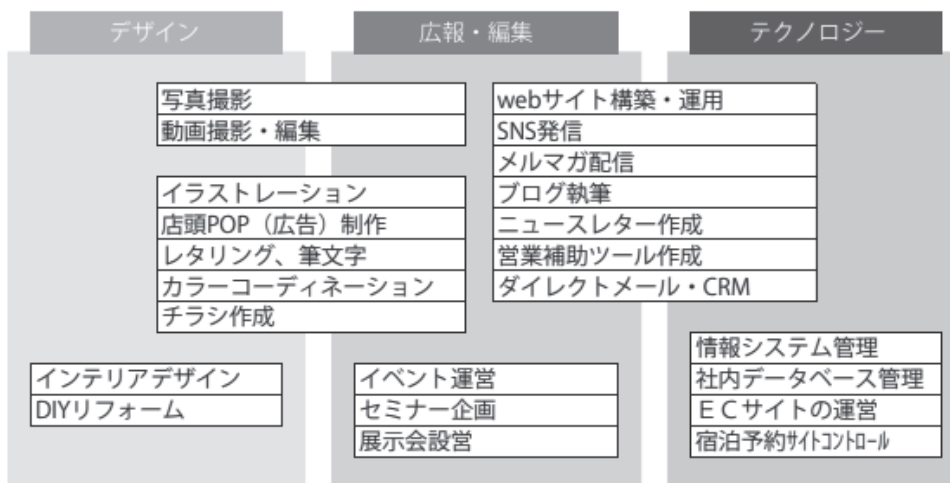
これは高山市の産業連関表ですが、特に情報通信業、対事業所サービス業という、一般的にクリエイティブ産業の仕事が地域外からの購入に頼っている、いわば貿易赤字の状況になっています。地方から流出したマネーを得る大都市の情報通信業という職場は、地方の女性が地方からわざわざ出て行って就いている職場です。すなわち、地方は、多額のマネーを失い、さらに若い女性も失っているのです。いわば双子の赤字を作り出しているのがクリエイティブ産業です。こうした産業の都市への発注を地域内に切り替えることで、人とカネの流れを取り戻せるのでは、と説明しています。

女性のクリエイティブな仕事を地方につくる



図表 13 高山市の部門別市際収支 (単位: 億円) 出所: 高山市産業連関表 (平成26 (2014) 年基準)

クリエイティブ産業とは



図表 14 クリエイティブ産業の例 (筆者作成)

- ✓ 地方は、クリエイティブな仕事に関して「双子の赤字」の状態
- ✓ アンバンドリングが進行し、東京一極集中の必然性が解体された産業
- ✓ 時間や場所の制約がなく、子育て中の女性にとって就きやすい職業

提言②：あらゆる家族の形を受け入れる

第二の提言は、「あらゆる家族の形を受け入れる」です。少子化対策として、「三世代同居や両親との近居をすればもっと子供が産める」という話がささやかれることがありま

す。しかし、三世代同居を組める、近居を組めるのは、そうした家族構成を持っている人だけですよね。子育てにはこのモデルが良い、と特定のモデルを推奨すると、そのモデルを組めない人たちがこぼれ落ちます。どのよう

な事情の方でも、どのような属性でも、あらゆる家族の形が地方で暮らせるようにすることが大事だと思います。

提言③：ジェンダーギャップは我々の想像よりもスケールが大きい

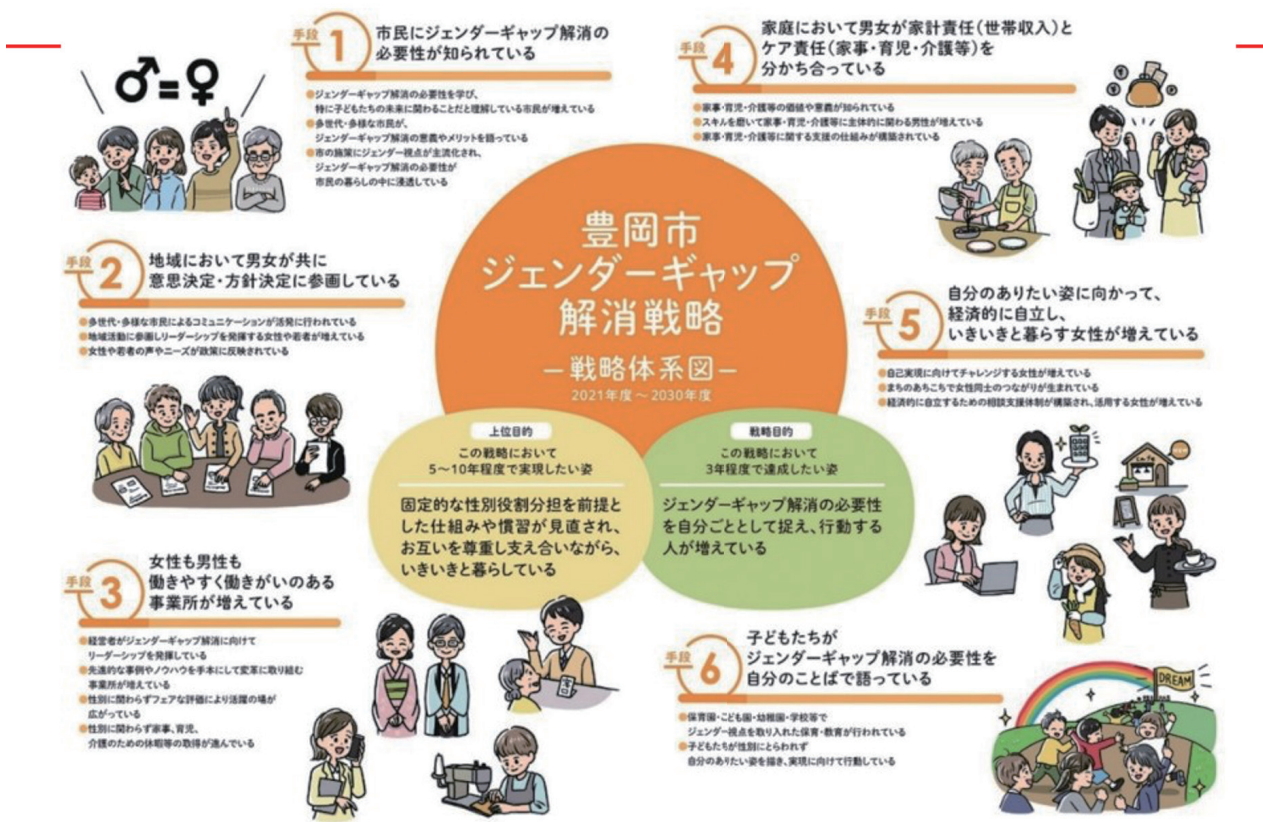
最後に、ジェンダーギャップは私たちの想像よりも圧倒的にスケールが大きい、ということ認識すべきです。最近も岐阜県のどこかの首長がセクハラ問題を起こしていますが、この時代にまだこんな人いるんですか、という、数十年遅れたような人が世の中には存在しています。そういう人が問題を起こすたびに社会は“炎上”するわけですが、炎上

はある意味では社会が浄化していく一つのプロセスです。燃やせるものは燃やすしかありませんし、我々が想像するよりまだたくさん燃やすべきものが残っているということです。

豊岡市におけるジェンダーギャップ解消への取り組み

こうしたことに関して唯一、基礎自治体として政策的に取り組んでいるのは、兵庫県豊岡市です。豊岡市はジェンダーギャップ解消戦略という戦略書を策定しており、取組み事項を網羅的にかつ順番を決めて整理をしています。

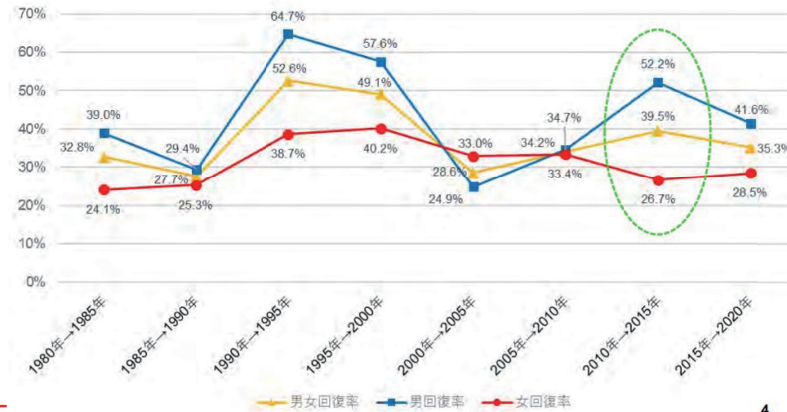
さきほど私が飛騨市の若者帰還率の話をし



図表 15 「豊岡市ジェンダーギャップ解消戦略」戦略体系図(概要版)

出所：豊岡市ホームページ <https://www.city.toyooka.lg.jp/shisei/keikaku/1016772.html>

豊岡市若者回復率 (20歳代転入超過数の10歳代転出超過数に対する割合)の推移



4

100

ましたが、豊岡では「若者回復率」という同様の数字を取っており、この数字に男女差がみられることに着目しています。

提言書の反響

最後に、『「女子」に選ばれる地方』提言書を出版した後の反響についてみなさんと共有します。3タイプの反応がありました。第一に、地方の女性の支持。女性からは「よく言ってくれた」と評価する声をたくさんいただきました。第二に、地方の男性からの沈黙です。やはり地方の男性は、自分は当事者ではないと思っている人が多いように思います。その深刻さを受け止めておらず押し黙る傾向にあります。

第三は、意外だったのですが、フェミニストからの批判です。フェミニストからすると、この提言書は、男女平等には程遠い場所を写し取った残念な経過記録に過ぎず、フェミニズムにおける価値はないという批判です。もっと言えば、フェミニストからするとジェ

ンダーギャップの大きな地方にはポジティブな関心を持つことさえできない、ということです。その批判は直視すべきでしょう。提言書をまとめて約1年経ちましたが、最近の近況も含めて報告させていただきました。今日のご清聴ありがとうございました。

指定管理者の候補者の不選定決定通知と処分性

岐阜大学地域科学部准教授／岐阜県地方自治研究センター研究員 三谷 晋

1. はじめに

今回は、指定管理者の不選定決定通知の処分性について検討したいと思う。指定管理者制度は後述するように、自治体の公の施設を一定の団体に運営を委託する際に用いられる制度であり、委託する場合には議会の議決も必要とされる「指定」を通じてなされる。そして、この指定は、行政処分、つまり抗告訴訟の対象となる行政庁の公権力の行使とされている。しかし、議会の議決前の、「不」指定、すなわち候補者の不選定決定には処分性がないと説かれることもある一方で、判例では処分性を肯定するものもある（仕組み、判例ともに後述）。また、処分性があるかないかは、条例の作り方による、という見解も出されている^{※1}。さらに、不指定たる候補者としての不選定決定が行政処分であるとして、行政手続法・行政手続条例が適用されるのか等の問題もある。

まず指定管理者制度の仕組みをみたあと、判例を紹介し若干の検討を添えたいと思う。

2. 指定管理者制度とその仕組み

地方自治法には、公の施設を民間企業等に管理運営を任せる仕組みとして「指定管理者制度」がある。すでに導入実績は、全国でも7万件を超えており、その約4割で民間企業等（株式会社、NPO法人、企業共同体等。個人は不可）が指定管理者の指定を受けている^{※2}。体育館、図書館、コミュニティセンター、障害者福祉施設等々、多くの公の施設で指定管理者制度は導入可能である。

地方自治法の仕組みとしては、地方自治法244条の2の1項で公の施設の設置・管理に関する事項は条例で定めるとされ、公の施設の設置管理の目的を効果的に達成するため必要と考える場合には、条例によって、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる、とされている（3項）。

自治体以外の、一定の第三者に指定を通じて公の施設の設置管理を任せるにはそのための条例が必要であるが^{※3}、その条例には指定

※1 森幸二『指定管理者制度の実務』（ぎょうせい、2019年）201頁以下。なお、指定管理者制度については、これまでの指定管理者の状況検証として、例えば板垣勝彦「指定管理者制度15年の法的検証」横浜法学28巻1号27頁（2019年）がある。

※2 総務省「公の施設の指定管理の導入状況等に関する調査結果」（2022年）<< https://www.soumu.go.jp/main_content/000804851.pdf>>。

※3 各施設ごとに条例を定めるので条例の数は多い。同志社大学条例横断検察で指定管理者選考委員会条例や審査会条例、制度基本条例も含めて「指定管理者+条例」で検索すると37083件ほどでてくる（岐阜県でも834件）。通則的な条例以外に施設ごとにそれぞれ条例があるとすると、相当多くの施設が指定管理者によつ

管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を入れる必要がある（4項）、また、この指定に先立って議会の議決も必要とされている（6項）。

指定管理者が指定を受けた後は、自治体に事業報告書を提出しなくてはならない（7項）とか、施設の利用料金を自治体が適当と認めるときは、その指定管理者の収入とすることができるが（8項）、その利用料金はあらかじめ自治体の承認を受ける必要があったり（9項）、自治体の長や委員会は指定管理者に業務や経理について報告をさせ、調査し、指示を出したり（10項）、その指示に従わないときは指定の取消し、業務の全部・一部の停止を命じることができる（11項）など、当然のことながら自治体の統制もある。

さて、指定管理者の指定については、指定を目指して複数の者が競合する場合がある。そして、指定を勝ち取った者に対するしては行政処分であるとされるのに対して、指定されなかった者に対する決定や通知は行政処分ではない、という取扱いがなされている場合が多い（おそらくほとんど）。これは、競合者の一が許可を得て他が脱落する事案とは異なる取扱といえる。つまり例えば一つの周波数帯の割り当てをめぐる競合において、A

という事業者への割り当て決定は他の業者にとっての割り当てをしない決定となる（表裏一体）ため、他の業者はAの割り当て決定の取消しも可能であるし自己の割り当てをしないという決定の取消しも可能となるが^{*5}、指定管理者制度においては、これとは異なり、行政処分は指定を受ける者に対する指定だけで、その他の者への指定しない旨の決定や通知は、不指定という行政処分ではなく、事前の手續における準備行為として扱われるといった具合である。

指定の手續としては、例えば応募者がABCの三者いたとして、指定をめぐる、まず①ABCの三者が応募をする→②審査会等が審査し議会の議決の対象となる者Aを選び、他のBCは候補からもれる（不選定）→③Aに対して議会の議決を経て指定をする、という段取りとなる。

上記の②の段階においては、BCの不選定決定が通常は念頭におかれるところであるが、これに加えて、一度はAが候補者としてふさわしいとして審議会等が首長に答申をしたものの、議会の議決の前に首長が判断を変更して不選定決定をする、という場合もありうる。BCに対する不選定（後述する伊賀市事案）及びAに対する不選定（後述する北茨城事案）、どちらの場合も処分性が問題

て運営されていることがわかる。

※4 指定が処分であることについては、参照、石井昇「公の施設の指定管理者制度と行政手續」甲南法務研究13号39頁（2017年）、土田伸也「指定管理者制度における指定行為の処分性について」愛知県立大学外国語学部紀要40号（地域研究・国際学編）25頁（2008年）。なお土田論文は、指定管理者の指定については学説は処分性を認めるが、その理由が一致していないことについて言及し検討を加えている。指定が抗告訴訟の対象となる処分であるとした又は処分であることを前提に判断をしている判例としては、たとえば、横浜地決平19年3月9日裁判所ウェブサイト、控訴審の東京高決平19年3月29日裁判所ウェブサイト、横浜地判平21年7月15日判例地方自治327号47頁、などがある。なお、最高裁の事案では、指定管理者の候補者の不選定に類似する事案として、市の運営していた福祉施設を民間に移管することに際して応募者に提案書を提出させたものの、落選したことについてこの落選の通知に対する抗告訴訟が提起された事案がある。が、最高裁は、この移管の決定の手續は、法令に基づくものではなく、移管に適した事業者と契約を締結するための手續であって、その決定は行政処分ではないとした。今回検討するのは法令に基づく指定管理者の指定に付随する候補者不選定であり、処分性ありとする可能性は大きくなる。

※5 参照として、放送免許拒否処分事件最三判昭43年12月24日民集22巻13号3254頁。

となる。

不選定決定の処分性について、かつて、学説や解説書でも、公務員の採用——採用の決定は行政処分であるが、不採用の決定は処分ではない——のように解して、その不選定の決定の処分性を否定していた^{※6}。自治体実務だけでなく、総務省としても不指定には処分性なしという考えを支持していたようである^{※7}。

しかし、最近の解説書では、不選定決定に処分性を認める可能性を指摘するものもある。森幸二『指定管理者制度の実務』では、指定の手続について、申請権を認める申請システムと認めない申出システムとにわけて、前者の仕組みをもつ指定の手続は、不選定の決定（不指定）も処分性をもつと指摘するものもある。申請システムか申出システムかは、もっぱら条例で「指定を受けようとする者は規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない」とあれば申請システムでありその不選定には処分性があり、「指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請受付期間内に次に掲げる書類を添えて、市長に申し出ることができる。」というような定めであれば申出であり処分性がないとする^{※8}。筆者は、「申請」と「申し出る」で処分性の有無を分ける決定打となるのかについては、疑

問なのであるが、それはさておき、処分性が認められる不選定決定（不指定）があることが示されている点で、かつての解説書とは異なることに注目しておきたい。

また他にも処分性を認める見解として、選定漏れは指定管理者候補者からの脱落であり、指定を受ける可能性の消滅の確定を意味するから、応募者の不指定は申請に対する拒否処分と解すべきであり、公募は、各自治体の公の施設管理条例で定める「指定管理者の指定の手続」に属する事項であり、応募者には当該条例の規定で応募権、すなわち申請権（適正な優劣審査を受ける権利を含む）が保障されている、とする見解もしめされている^{※9}。これがもっとも説得的な説明のように思える。

3. 判例の状況

不選定の処分性が問われた事案は、北茨城市事案（地裁・高裁）と、伊賀市事案（地裁・高裁）がある。

(1) 北茨城市事案

北茨城市事案は、公の施設3件の指定管理者募集にかかる事案であり、もともと市の外郭団体が指定管理を行っていたが、期限がきたのであらためて選定手続をした結果、外郭

※6 松本英昭『逐条地方自治法（第9次改訂版）』（学陽書房、平成29年）1107頁（理由は特段示されていない）、成田頼明『指定管理者制度のすべて（改訂版）』（第一法規、2009年）112頁（ちなみに、指定は行政処分なので、不選定決定された者もこの指定を争うことが可能とする）、橋本勇『自治体財務の実務と理論（改訂版）』（ぎょうせい、2019年）209頁以下等。

※7 三野靖「指定管理者候補者非選定決定（通知）の処分性—北茨城市指定管理者候補者非選定決定取消請求事件—」自治総研497号5頁（2020年）（注7）部分。なお、不指定についてたとえば福岡市は、福岡市総務企画局『指定管理者の指定の手続に関するガイドライン VER3』（令和5年）16頁において不指定は行政処分ではないから、行政不服審査法の不服申し立てはできないが、「指定管理者の選定に係る苦情処理要領」に基づく苦情申し立ての対象としている。

※8 森幸二『指定管理者制度の実務』（ぎょうせい、2019年）201頁。同書では、申請システムを採用する条例が大多数であるが、指定の役割が業務委託の契約に代わって契約関係に相当する法律関係を設定することになり、業務委託の受託希望者が持っていない申請権を指定希望者にだけ確保して、審査請求を認める理由はないと考えられる、とし、申出システムの方が適当であるとする（206-207頁）。

※9 稲葉馨「指定管理者制度における『指定』と『協定』について」自治実務セミナー643号（2016年）26頁。

団体ではない民間会社が指定管理者候補予定者として選定された。この選定には、市長から公の施設指定管理者選定審議会に諮問がなされており、審議会は民間会社が適当であると市長に答申していた。が、ここで市長が心変わりをする。原告である民間企業代表を呼び出し、市長は財団の理事長でもあり、財団に継続して管理者を任せたい、職員の生活を守りたい、面談後の情報から審議会での書類審査やプレゼンなどからの審査結果は現実と乖離している等として、原告民間企業を指定管理者の候補者として選定しないことに決定したとの指定管理者候補者選定結果通知書を送付する。その後、議会の議決を経て、市の外郭団体が指定管理者に指定されていた。

この対応に不服の原告は、不選定決定の取消訴訟を提起した。地裁、高裁ともに不選定決定の処分性を認め、首長の裁量権の逸脱濫用を理由に請求を認容している。以下では、処分性を認める理由について紹介しておく。

(1-1) 水戸地判平成 29 年 10 月 20 日ウエストロージャパン

申請権が法令に基づいていれば、その拒否は処分性があり、法令に基づく申請権でなければ処分性なし、と述べつつ、北茨城市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例のもとでの本件については「被告の指定管理者の指定の手續においては、指定管理者の指定を受けようとする者は規則で定めるところにより市長に「申請」をし（条例 3 条）、市長は申請の内容を選定の基準に照らして総合的に審査して指定管理者の候補者を選定し（条例 4 条 1 項）、指定管理者の候補者を選定したときは、申請をした者に対し、その結果を通知し（規則 4 条）、また、市長は議会の議決を得たときは、指定管理者の候補者を指

定管理者として指定する（条例 5 条 1 項）ものとされている。

このように、条例は指定管理者の指定を受けようとする者は市長に「申請」をすると定めており、また、規則が市長は指定管理者の候補者を選定したときは申請をした者に対しその結果を通知することと定めていることによれば、指定管理者の候補者に選定されなかった者に対してはその旨の通知をすべきであると解される。そして、前記の条例の規定によれば、指定管理者の指定に係る議会の議決は市長を選定した指定管理者の候補者についてされるものと解されるから、指定管理者の候補者に選定されなかった者は、そのことにより指定管理者の指定に係る議会の議決を受けることができない立場に置かれるので、自らが指定管理者の候補者に選定されなかったことを知らされることについて利益があるというべきである。

以上によれば、指定管理者の指定を受けようとする者には、指定管理者の候補者に選定することを求める申請権があるというべきであって、原告を指定管理者の候補者として選定しない旨の本件決定は、原告の手続的な権利を侵害し、又は申請に係る処分を得る可能性を奪うことにおいて申請人の法律上の地位に影響を及ぼすものとして、抗告訴訟の対象となる行政処分当たるものと解すべきである。」

(1-2) 東京高判平 30 年 3 月 27 日ウエストロージャパン

「条例は、地方自治法 244 条の 2 第 4 項に基づき指定管理者の指定の手續等を定めたものであり（条例 1 条）、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、原則として公募するものとされ（条例 2 条本文）て

いるところ、公募に当たり指定管理者の指定を受けようとするものは、「市長に申請をしなければならない。」(条例3条)とされ、この規定を受けて定められた規則において、指定管理者の指定を受けようとするものに対し、所定の申請書及び添付書類の提出を義務付けている(規則3条)。このことからすると、条例は、指定管理者の指定についての内部手続を定めたというにとどまらず、指定管理者の選定を受けようとする者一般を対象として所定の方式による申請を義務付けたと認められる。また、規則4条の通知は、「申請を行ったもの」すべてに対して「その結果を通知するものとする。」とされているのであって、指定管理者を指定したときの告示や地方自治法244条の2第11項の規定による指定の取消し等をしたときの告示と同様の文言により定められている。

そして、条例によれば、指定管理者の指定に係る議会の議決は、市長が選定した指定管理者の候補者の可否についてのみされ、議会は候補者とされたもの以外を指定管理者に指定することはできないと解されるから、指定管理者に選定されなかったものは、選定されなかったということ自体により条例に従って申請し、適正に指定管理者の選定を受ける法的利益を奪われたと解される。」

このように述べ、地裁同様に、指定管理者の指定を受けようとする者には指定管理者の候補者に選定することを求める申請権があり、また申請を受けた市長はこれに応答する義務がある。原告を指定管理者の候補者として選定しない旨の決定は、原告の手続的な権利を侵害し、又は申請に係る処分を得る可能性を奪うことにおいて申請人の法律上の地位に影響を及ぼし、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると結論づけている。

(2) 伊賀市事案

こちらの事案は、地裁・高裁ともに原告の請求は棄却されている。しかしここで問題にしているのは処分性なので、その部分について以下示しておこうと思う。こちらの事案は、さきほどの市長の心変わりとは異なり、最初から候補者から漏れた事案である。なお、高裁判決は、地裁判決を処分性部分も含め支持し、伊賀市の控訴を棄却し、最高裁は上告不受理決定をしているので地裁判決のみ示しておく(名古屋高判令元年5月30日判例地方自治454号9頁)。北茨城事案と異なる点としては、伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例には、申請はあるものの選定からもれた者への通知は規則においても定めがなかった。

(2-1) 津地判平30年11月15日ウエストロージャパン

「本件において、指定管理者に指定されるよう申請されたことに対し、指定されなかった旨通知したものであるから、かかる拒否行為が処分性を有するかが問題となる。

この点、申請等に対する行政庁の拒否行為が行政処分に当たるか否かは、その申請人が法令に基づく申請権を有している場合には、その手続的な権利を侵害し、又は申請に係る処分を得る可能性を奪う点において、申請人の法律上の地位に影響を及ぼすものといえるのであるから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たるが、他方、申請人が法令に基づく申請権を有していない場合においては、その法律上の地位に何ら影響を与えるものではないから、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないと解される。

これを本件についてみると、指定管理者の

指定手続は、地方自治法244条の2第3項に基づいて定められた本件条例により規定されており、本件条例によれば、市長は、指定管理者になろうとする団体を公募しなければならない（本件条例2条）、指定管理者となろうとする団体は、条例で定められた書類を添えて指定について市長に申請しなければならない（本件条例3条）、市長は、申請があった場合、本件条例4条1項各号の基準を総合的に審査して団体を選定し、議会の議決を経て、指定管理者の指定をしなければならない（本件条例4条）。

このように、本件条例によれば、指定管理者の指定を受けようとする場合、市長に対して申請をすべきものとされ、市長は、申請があった場合には、申請を行った者に対して審査の上、所定の手続を経て、指定をしなければならない旨定められていることから、市長としては、申請に対する応答を行うべきであると解される。そして、申請を行った者が、選定されなかった場合には、議会の議決を受けられないという手続的な権利が侵害されるのである。

以上のことからすると、本件条例に基づき、申請を行う者については、地方自治法及び本件条例の解釈上、申請権を有しているものと解される。そうすると、申請に対する拒否行為である本件通知は、行政処分にあたるものと認めることができる。」。

(3) かつての解説書とは異なる判例の姿勢

以上の判例は、指定は処分であるがその前段階の候補者選定における不選定決定は処分ではない（から取消訴訟や不服申し立ての対象にならず）とした、かつての考え方とは真逆の判断となっている。

たしかに、指定されなかった者も、一見、指定管理者の最終の決定である「指定」を争えば足りるといえば足りる。その意味では指定より以前の不選定決定は単なる内部行為とか事実上の行為であって処分でないとする、かつての解説書や総務省の見解も適切なようにも思える。が、応募が一件しかなかった場合で不選定となった場合は、指定は将来的に出てこない、という指摘がある。そうすると他者に対しての指定行為を争う余地がないわけであり、応募者に対する不指定は申請に対する拒否処分となる、という見解を支持したい。

上記の3つの判例の理由で疑問の点があるとする、申請権に基づく手続的権利が認められるのは、指定手続に関する条例で定めがある場合となっているが、その条例の定め方次第で候補者の不選定決定に処分性を認めないですむ方法があるかどうかである。この点、先述した森幸二『指定管理者制度の実務』では、条文上の表現で「申請」とかかず「申し出」とあれば手続的権利があるとはされず、したがって処分性はないとするのであるが、はたしてそうなのか。やはり文言の問題ではなく仕組みの問題ではないか、処分であるとされる指定管理者の「指定」という地方自治法で定める地位を得るために、書類を提出した以上（申請）、なんらかの応答がなされるべきであり、その応答が候補者の不選定決定の場合には拒否処分として理解していいのではないか、と思われる。

4. 不選定決定に処分性があるという前提

指定管理者の指定は行政処分であることに異論はない。ではその指定は行政手続

※10 稲葉論文・前掲(注9)26頁。

法・行政手続条例が適用されるのだろうか。指定管理者の指定も、そして指定の手続のなかでの決定である不選定決定（通知）も、申請に対する処分であれば行政手続法や行政手続条例の適用がありそうであるが、どうだろうか。また不選定決定に処分性が認められた場合には、行政事件訴訟法等により訴訟等の教示をする必要が出てくる（行政事件訴訟法46条）。

紹介した判例は、北茨城市と伊賀市の事案であったが、両事案ともに指定や不選定に対する行政手続法や行政手続条例の適用関係は議論されていない（当事者からの主張はあるが裁判所は行政手続法や行政手続条例の適用関係は議論していない）。これらの自治体の条例で、行政手続法3条1項1号及び3号と同様に、「…議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分」を適用除外としているからなのだろうか。しかし不選定の場合は、議会の議決はされていないし、こうした条項をもたない自治体での実務にはどのような影響があるのだろうか。この点について以下検討しておきたい。

まず、指定について検討しておく。行政手続法3条1項1号で「…議会の議決によってされる処分」を行政手続法の適用除外としている。この条文の議会とは地方議会のことをさすが、議員の除名などを念頭においた規定であるのでここでは関係がなさそうである^{*11}。また、3号では「…議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分」を適用除外とす

る。これは、国法に根拠のある処分が前提となっている。条例に根拠のある処分は、行政手続条例によって規律がされる。

地方自治法244条の2第3項によって指定管理者制度の仕組みがおかれているが、この条項だけでは指定はできない。地方自治法244条の2第3項で「条例の定めるところにより」指定がなされ、4項で「前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。」とあることから条例が制定されてはじめて指定ができるということになる。むしろ、この規定ゆえに、国法である行政手続法の適用はないという説明の方が適切である^{*12}。

では行政手続条例はどうか。これも議会関与型の処分について行政手続法3条1項1号及び3号が適用除外としているのと同様に、条例でも単に①「法第3条第1項各号のいずれかに該当するもの」を適用除外としたり、国法と同様に列挙して適用除外とする条例もある（今回紹介した北茨城市行政手続条例、伊賀市行政手続条例はこのタイプ^{*14}）、②岐阜市や岐阜県のように議会関連の処分について適用除外の規定を一切定めをおかない条例もある。

上記①タイプは、行政手続条例の適用を受けない事項を条文で具体的に定めているが、その適用除外とする趣旨が、行政手続法や行政手続条例の諸規定と同様又はそれ以上の手続を他で行っているために除外するということなのか、他の処分では認められる手続的保障が、指定管理者の指定や不選定決定の手続

※11 総務庁行政管理局編『逐条解説行政手続法（増補）』（ぎょうせい、平成6年）44頁。

※12 高木光・常岡孝好・須田守『条解行政手続法（第2版）』（弘文堂、2017年）103頁。

※13 大阪市行政手続条例など。

※14 岐阜県内では、多治見市、下呂市、瑞穂市、飛騨市、恵那市など23市町村がこのタイプであった。

では一切認められないとするのか、の少なくとも二つあると思われる。この点、行政手続法や行政手続条例の制定の趣旨から考えれば、一切の手続的保障はないとする解釈や行政運営を妥当とすることは考えにくいのではないか。むしろ、通常の行政手続とは別の手続的保障が他でされている限りで、行政手続条例の適用がないと解するのが手続的保障をうたう行政手続法制に合致する解釈ないし行政運営なのではないかと思われる。そうでもしないと、行政手続法7条1項の、申請が事務所に到達したら遅滞なく審査を開始し、不備があれば補正を求め、8条の理由の提示、9条の情報の提供の努力義務等の手続が不要のものとされてしまう可能性がある。その意味で、指定管理者の選定にかかる条例において、選考から漏れた者への不選定決定通知について、条例・規則において定めがなく、サービスとしてあるいは事実としてなされるものであって、通知の規定がないから通知を欠いても申請権が侵害されたわけではない、と言い切るのは甚だ問題であり、申請者の申請権に対する当然の対応として規定があるがなかろうが通知し、且つ、教示も理由も付すべきではないかと考える。

次に②タイプは、指定についても、そして不選定決定についても行政手続条例の適用がある、あるいは本来はあるべき、ではないかと考えるが、実態は、事前の準備手続として位置づけられていることが多く、行政手続条例の適用を念頭におかない実務となっているようであるが、これも、上記と同様の理由で、かつ、明示の適用除外規定のないことから手続きへの配慮は一層増すのではないかと考える。

なお、不選定が処分であるなら行政手続条

例の適用がありうると指摘する見解がある^{*15}。つまり議会の関与する処分は、通常の行政手続条例での手続以上に厳格・慎重になされるということで条例の適用除外となっているものと思われるが、それ以外の候補者選考の段階でもれた者は、議会は関与するまえのもので、上記の判例では処分であるとされていることから、行政手続条例の適用の可能性があるのではないかということと思われる。

指定管理者選考手続を行政手続条例の適用除外としていない場合（上記②のパターン）は、指定にも行政手続条例の適用はあるように思われるし、当然、不選定も処分ならば適用対象となると思われる。

しかし、この「不選定が処分なら行政手続条例の適用がありうる」という考え方のもとでは、議会の議決を経る等の処分を行政手続条例で明示的に適用除外とする場合には（上記①のパターン）、途中で脱落した者には行政手続条例の適用があり手続的な保護があるのに対して、最後まで残った者は手続的保障がないということになり、おかしい話となる。この点、おかしいことになるのは、条例のつくりが、そもそも指定管理者の指定の候補者選考での不選定は処分ではなく単なる準備行為と位置付けていたために生じたものであるため、このまま不選定が処分であるという判例が定着すれば条例やその運用の修正を求められるように思われる。

5. むすびにかえて

今回、指定管理者の指定に先立つ、候補者の不選定の処分性について紹介し、若干の検討を加えた。いくつかの判例で指定管理者の候補者不選定決定について処分性を認めた事

※ 15 藤原孝洋・古田隆「指定管理者候補者の不選定通知に処分性あり？」判例地方自治 462号(2020年)7頁。

案が続いていることがまず重要である。また今や、行政手続法・行政手続条例で認められる手続的な保障をしないまま諸手続を進めること（書類の到達後の審査義務、通知や理由付記含む）には、要注意（要覚悟？）となったのではないかと思われる。

このことに関して、付言すると、多くの自治体の行政手続条例において、議会の議決を経て、又は同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分が行政手続条例の適用除外とする対応がなされているが、これも単に行政手続条例の適用除外とし、手続的保障がなくてよいと考えることも許されないのではないか。この行政手続法と同等以上の手続的保障を指定管理者選定手続にいれるべきではないかと思う。



多治見市公共施設適正配置計画 について

多治見市議会議員 石田 浩司



はじめに

多治見市は、昭和の人口増加や発展とともに多くの公共施設を整備してきましたが、これらの約半数は築30年以上が経過し、今後は建替えや大規模改修の時期を迎えます。多治見市は、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することを目的として、平成28年3月に「多治見市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

現在、管理している公共施設の全てをこれまでと同じ規模で維持・更新することは不可能です。このため、平成29年8月には「公共施設適正配置基本方針」を、平成31年2月には基本方針を基に、具体的な取り組み方法や

内容、スケジュールを検討した「多治見市公共施設適正配置計画」が策定されています。現在、「多治見市公共施設適正配置計画」は令和6年度の見直しに向けて取り組みを進めています。

こうした計画を基に、既にいくつかの公共施設は統廃合をする形で更新されています。この間で統合された施設の報告をします。

《多治見市公共施設等総合管理計画(平成28年3月策定)》

日本の公共施設は高度経済成長期に建設され、40年以上が経過していることから、更新の時期を迎えています。しかし、生産年齢人口の減少や財政状況の厳しさに直面した少子化・高齢化による需要の変化が予想され、計画的な施設管理が必要になっています。国

《イメージ図》



は、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を目的として、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、地方公共団体にも「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。多治見市では、平成28年3月に多治見市公共施設等総合管理計画を策定しています。

《公共施設適正配置基本方針(平成29年8月)》

方針では、公共施設の真に必要な機能を見極め、市の将来人口や財政規模に見合ったものにする取り組みを公共施設適正配置とし、施設に入る機能に着目して優先度を明確にし、老朽度や利用状況などの実態を踏まえて方向性を定めるとしています。適正配置の対象となる公共施設は、行政系の庁舎や消防署、市営住宅や市民病院など、146施設を挙げたうえで、適正配置の6つの基本方針を掲げています。

1 公共施設全体のスリム化

数値目標を定め、施設の総量を抑制する。

2 施設(ハコ)重視から機能(サービス)重

視への転換

「一施設=多機能」へ考え方を転換し、原則複合施設とする。

3 施設の用途や種別、利用圏域等でマネジメント

機能優先度を明確化し、実態を踏まえて個別施設の方向性を検討する。

4 積極的な公民連携

更新は公民連携を検討し、運営は、民間活用や地域・NPO等との連携・協働を図る。

5 施設(ハコ)の有効活用と予防保全の推進

長期間の利用を可能にするため、長寿命化に必要な予防保全を計画的に行う。

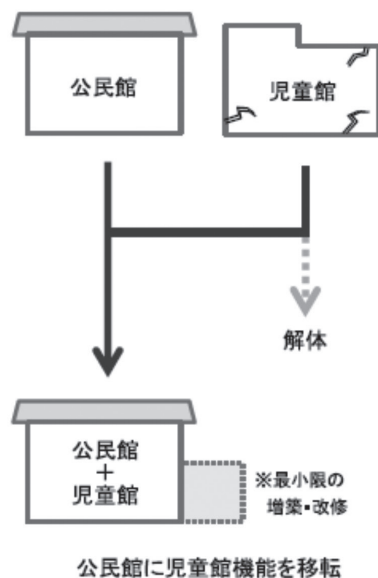
6 総合計画、行政改革大綱との連動

施設の更新は総合計画、統廃合等は行政改革大綱に掲げて実施する。

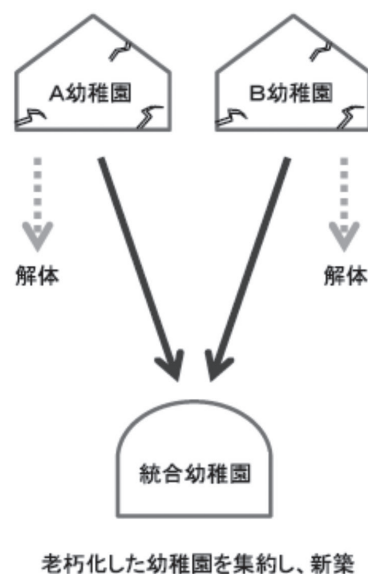
《公共施設適正配置計画(平成31年2月)》

計画期間は令和元(2019)年から令和40(2058)年までの40年で、公共施設の総量を35%圧縮するとしています。小中学校や庁

《複合化のイメージ》



《集約化のイメージ》



舎、消防機能を持つ施設を最優先し、次に保育園や幼稚園、市民病院を優先する計画です。大前提として、優先度に関係なく、統合・複合化は検討し、公設公営にはこだわらないとしています。

これまでに進んだ統廃合

精華公民館と本土児童館の統合

利用者からは、利用者の便益や施設の効率的な運用、駐車場や公園利用の問題、面積基準や人口変動の影響について、懸念等の議論が行われました。



笠原校区公共施設の統合整備計画

子ども会の会議室利用に関する問題、駐車場拡張と災害資材の保管場所の検討の必要性、福祉センターの今後の方針、大会議室の音響設備、防災対策などの議論が行われました。

養正公民館と坂上児童館の統合

坂上児童館跡地の用途、養正交流センターの人員配置、遊戯室の利用方法、2階の間取り変更、高齢者向けスペース、児童館機能統合後の指定管理者、児童館移転後の施設の耐震性についてなどの議論が行われました。



おわりに

公共施設の統廃合は、効率性向上や予算節約の観点から重要であり、進めていかなければならない政策です。統合する施設は、最適な利用を可能とし、提供するサービスの質向上につながるよう進むべきです。

この間、統廃合を進めるにはあたって、地域住民や利用者のコンセンサスを得ることに時間を費やしていますが、本来は計画策定時から、対象施設の利用者や地域住民が議論に参加者して、進めることが重要です。地域の特性や利用者のニーズを考慮することや地域の声を十分に収集し、住民が利用しやすい場所に施設を配置することが肝要です。また、統合に伴う職員の配置、サービス提供の継続性も検討すべきです。

統廃合の決定は、市民参加条例の目的である透明かつ住民参加を促進するプロセスを経て行われるべきで、地域社会の発展と福祉に寄与するものであるべきです。

岐阜県地方自治研究センターが 岐阜大学で協力講座をスタート

テーマは「岐阜の地方自治とその課題—政策法務の可能性」

自治研センターでは、次世代の地方自治・地域自治の担い手となる学生らに、自治の現場で活躍する人々の実務の紹介・検討を通して地方自治・地域自治への関心をもってもらうこと、その人々と学生との繋がりを形成してもらうことを目的に、岐阜大学の全学共通教育において協力講座をスタート（後学期・2023年10月～）しました。

講座のテーマは「岐阜の地方自治とその課題—政策法務の可能性」とし、岐阜県内の地方自治の課題や地域問題とその対応を講師に話題提供をいただき、そのことを教員・学生らとともに深掘りし、新たな可能性を見いだしていきます。

講師には、地方議会の議員、元首長、職員といった公的部門だけでなく、地域づくりを実践する民間部門も含めた現場で実務を担うみなさんをゲストに招き、13回のオムニバス形式で行います。

この講座には全学部の1～4年生までが受講。多くの履修希望者があつた中、抽選によって定員75人の学生が登録され、10月3日から講義が始まりました。初日は富樫幸一理事長から自治研センターの機能や活動を紹介し、授業担当の三谷晋准教授は、今回の授業全体を通して学ぶひとつである「政策法務」について説明しました。

「首長が変わればまちが変わる」 古川雅典さん

10月10日にゲスト講師のトップバッターを切ったのは元多治見市長の古川雅典さん。「首長が

変わればまちが変わる」という思いの中、どんなことを実践してきたのか、これまでに実現してきたまちづくりの施策やその背景などを語っていただき、「弱い人には優しく、権力や間違っていることにはNOを突き付けられる勇気を持ってほしい」と学生に伝えました。



「引っ張られる存在の議員でありたい」 小井戸真人さん

10月17日には高山市議会議員の小井戸真人さんが「自治体議員の役割と議会改革」をテーマに講義を行いました。議会・議員の役割のほか地方分権一括法がもたらした影響、市町村合併で広大な面積となった高山市ならではの議会改革について説明されました。「地方自治はまちづくり。役所や議員がつくるものではなく、



住民がつくるもの。議員はそれをサポートする立場。引っ張られる存在でいたい」と語りました。

この協力講座では「岐阜の地方自治」にこだわりを持ち続け、それぞれのジャンルで活躍される講師と学生とが対話ができる時間を多く設けています。学生はその場で疑問・質問を投げかけ、講師の本音に迫ることができ、講師も学生の捉え

方、思いや発想をその場で感じ取れることも特長です。

全国的にも先駆けてスタートした自治研センターによる大学への協力講座は2024年1月末まで続きます。

講義全体の期間と日時・場所	
授業名	全学部共通 教養科目（岐阜学）
授業担当	三谷 晋（岐阜大学地域科学部）
期 間	2023年度後学期（2023年10月～2024年1月）
日 時	毎週火曜日3限目（13時～14時30分）
対象の学生	
全学共通教育科目を受講する学生（全学部対象）	
試験・成績評価	
毎回の講義の際に提出してもらうコメント（50%）、レポート（50%）	

2023年度 岐阜大学における協力講座の内容・講師

職名は2023年9月現在

	テーマ	講 師
10月 3日	二つの基本条例からみるこれからの地方自治—自治基本条例と議会基本条例	三谷 晋 (岐阜大学地域科学部准教授/自治研センター研究員)
10月10日	首長という仕事を振り返ってみて—自治の可能性	古川 雅典 (前多治見市長)
10月17日	自治体議員の役割と議会改革	小井戸真人 (高山市議会議員/自治研センター理事)
10月24日	ジェンダーギャップを埋めるために	野村 美穂 (岐阜県議会議員/自治研センター副理事長)
11月 7日	地方自治の本旨と自治基本条例	三谷 晋 (岐阜大学地域科学部准教授/自治研センター研究員)
11月14日	文化政策—図書館の機能とこれからのまちづくり	吉成 信夫 (みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー)
11月21日	世界農業遺産を通じた地域の連帯	蒲 勇介 (NPO 法人ORGAN理事長)
11月28日	観光の変化とこれからのまちづくり	田代 達生 (カンダまちおこし株式会社代表取締役)
12月 5日	岐阜の魅力発信と移住実務	岩瀬 千絵 (清流の国ぎふ移住・交流センター)
12月19日	域内分権(地域運営・組織)—自治会町内会、NPO等の市民活動とちいきづくり	富樫 幸一 (岐阜大学地域科学部名誉教授/自治研センター理事長)
1月16日	政策法務の可能性	三谷 晋 (岐阜大学地域科学部准教授/自治研センター研究員)
1月23日	地方公務員の職場環境	子安 英俊 (自治労岐阜県本部中央執行委員長/自治研センター副理事長)
1月30日	自治基本条例・同性パートナーシップ制度を通じたこれからの地方自治	尾関 健治 (前関市長)

■古川 雅典（前 多治見市長）



多治見市職員から市議会議員、県議会議員を経て市長を4期務める。「共につくる。まるごと元気！多治見」をキーワードとし、計画の策定から実行までを市民、NPO、ボランティア団体、企業、行政などで協働し、みんなで“共に”元気なまちをつくりあげていくことを基本方針としてきた。信条は「わかりやすい言葉でわかりやすい政治を」。第15回マニフェスト大賞受賞。趣味はウォーキング、B級グルメ食べ歩き。大学時代はハンドボール選手として、全日本学生選手権大会、NHK杯全日本総合選手権大会に出場。現在、多治見市民病院参与。

■小井戸 真人（高山議会議員）



1964年生まれ

1983年 3月 岐阜県立斐太高等学校卒業

1983年 4月 高山市役所 入職

1994年 12月 高山市役所 退職

1995年 1月 高山市職員労働組合連合会特別執行委員

1995年 4月 高山市議会議員 初当選

2023年 4月 7期目当選

自治研センター理事

岐阜県労働福祉協議会飛騨支部長

保護司

■野村 美穂（岐阜県議会議員）



2023年、議員活動17年目、54歳。

初当選は37歳。岐阜県議会で初めての子育て現役世代のママさん議員。一時的には岐阜県議会の中で、女性議員が私ひとりという時期もありました。令和5年4月、1878年設置の岐阜県議会（岐阜県会）において、女性で初めて5期連続当選。

「声をカタチにする政治」

「声が循環する政治」

地域のみなさんの声を、政策や制度にすることと、岐阜県の取り組みをひとりでも多くの方に発信していく。それが私の役目です。自治研センター副理事長。

■吉成 信夫（みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー）



1956年東京都生まれ。成蹊大学卒。CIコンサルティング会社役員等を経て、96年岩手県に家族で移住。石と賢治のミュージアム研究専門員として同館の開館に向け奔走。その後、葛巻町の協力を得て、廃校を利用したエコスクール「森と風のがっこう」を2001年に開校。2003～2010年、岩手県立児童館「いわて子どもの森」初代館長。015年4月から5年間、岐阜市立図書館長。2020年5月から現職。4月1日付で名大と岐阜大を運営する東海国立大学機構の非常勤参与に就任。

■蒲 勇介（NPO 法人 ORGAN 理事長）



郡上市生まれ。何もないと思っていた地元・岐阜市で出会った"水うちわ"とその復活プロジェクトをきっかけに、長良川の恵みが美濃和紙や 岐阜和傘・提灯などの伝統工芸を生み出すという物語に出会う。以来長良川流域の観光まちづくりに取り組み、2018年度より観光庁 日本版 DMO 法人に登録。長良川デパート・和傘 CASA などの販売 拠点を核に、流域の基層文化の担い手支援を行う。2022年には第15回産業観光まちづくり大賞金賞に選ばれた。

■田代 達生（カンダまちおこし株式会社代表取締役）



岐阜県岐阜市出身。京都大学卒業後、十六銀行に入行。柳ヶ瀬支店をはじめ、名古屋支店、本部勤務を経験する。2017年、地域経済の発展に貢献する研究機関「十六総合研究所」研究員に。2022年4月「ローカルにまわる経済をおこす」をミッションに掲げる十六フィナンシャルグループ設立のまちづくり会社「カンダまちおこし」代表取締役に就任する。

■岩瀬 千絵（清流の国ぎふ移住・交流センター）



「清流の国ぎふ 移住・交流センター」移住相談員。

埼玉県生まれ。

旅行会社勤務を経て、岐阜県東京事務所にて「観光物産アドバイザー」として4年間勤務。

2015年から「清流の国ぎふ 移住・交流センター」移住相談員に就任。岐阜への思いは誰にも負けない気持ちで、1人でも多くの方に岐阜の魅力伝えるべく日々活動中。

■富樫 幸一（岐阜県地方自治研究センター理事長・岐阜大学名誉教授）



研究分野は地理学。NHK「ブラタモリ」でタモリさんに岐阜のまちを案内したこともある。まち歩きの人。岐阜市史（現代編Ⅱ 通史編）の作成も手掛けた。県内各地の自治体における各種委員も担う。現在、自治研センターの理事長。

川や用水の側、暗渠、地下水の上を自転車ですべて走り、清らかな水が流れ、風が吹き抜けていくようなまちづくりをめざす。水資源政策も研究し、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会委員でもある。

■子安 英俊（自治労岐阜県本部中央執行委員長）



1993年に大垣市役所へ入職し、建築課、教育委員会、市民課、男女共同参画推進室、農林課、給食センターに勤務する傍ら、労働組合の活動も行う。2018年からは自治労岐阜県本部で専従役員となる。趣味は家庭菜園。家族構成は妻・子ども2人。自治労は全国の地方自治体や公共職場で働く仲間が集まる労働組合で、全国に約74万人、岐阜県内には1万2千人が加入している。また、連合岐阜の副会長、自治研センター副理事長なども務める。

■尾関 健治（前 関市長）



1972年 岐阜県関市生まれ

1996年 早稲田大学商学部卒業

1996年～2000年

財団法人松下政経塾第17期生。在塾中 Urban Institute (ワシントンD.C.)、The Community Foundation for the Natural Capital Region (同)、関市役所、滋賀県草津NPOセンター等で研修を行い、自治体経営、NPOを研究

2000年～民主党政策調査会

2002年 早稲田大学大学院社会科学研究所修士課程修了

2004年～民主党役員

2007年～関市議会議員

2011年～2023年9月 関市長

■三谷 晋（岐阜大学准教授・岐阜県地方自治研センター研究員）

専門：行政法、地方自治法、環境法

岐阜地方自治研究センター理事・研究員

「今回、岐阜県地方自治研究センターの方々のご協力により、岐阜大学の全学共通教育（教養科目）において『岐阜の地方自治とその課題——政策法務の可能性』という講義を設けることができました。すでに何人かの講師の方に講義をしていただきましたが、学生らも大変興味深く聞き入っています。首長、議員、職員、行政に関わる民間の立場と、様々な立場から、自治体の創意工夫による政策立案やその実施について理解を深めていきたいと思えます。また、そうした自治に関わる人々との接点を増やして、市民参画のハードルを下げていきたいと思っています。こうした機会をつくってくださった自治研センターとみなさまに心よりお礼申し上げます。」

編集後記

- ロシアのウクライナ侵略が継続している中、イスラエルとパレスチナでの戦争が始まった。多くの市民が犠牲になり、人道的支援も行き届かない状況にある。少しでも早くことが終息してくれることを望む。
- 特集1は自治研センターの総会時に行われた講演からの抜粋である。刺激的な演題である「ジェンダーギャップ解消が地方を変える『女子』に選ばれる地方」。改めて地方特有の課題を実感することができた。急激な変化は誰もが好まない。しかし、人口減少は急激なスピードで起こっており、このタイムラグが特に私たちの世代には理解しづらいものなのかもしれない。
- 自分の子どもたちの世代は、共働きが当たり前になっていくだろう。そうしないと生活ができないし、社会保障制度も大きく変わっていくと考えられる。慌てて何かするのではなく、私たちの世代がいなくなれば自然にジェンダーギャップも解消されるかもしれない。

【丸安】